

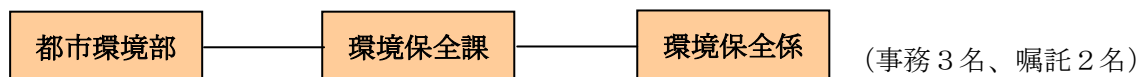
第2章 留萌市の環境行政の概要

1. 環境保全行政機構

表2-1 留萌市の環境担当部局機構の変遷

| 年 | 月 | 機 構 |
|----|------|-------------------|
| 昭和 | 44.4 | 民生部－厚生課－保健係 |
| | 46.8 | 民生部－生活環境保全協議会事務局 |
| | 49.7 | 民生部－生活環境課 |
| | 52.4 | 民生部－市民生活課 |
| | 54.7 | 民生部－厚生課－公害対策係 |
| | 57.5 | 民生部－市民活動課－公害係 |
| | 59.8 | 民生部－生活環境課－環境衛生係 |
| | 61.8 | 民生部－生活環境課－環境公害係 |
| 平成 | 7.7 | 市民部－生活環境課－環境公害係 |
| | 10.4 | 市民部－生活環境課－環境保全係 |
| | 16.4 | 生活福祉部－生活環境課－環境保全係 |
| | 19.4 | 市民生活部－生活環境課－環境保全係 |
| | 24.4 | 都市環境部－環境保全課－環境保全係 |

図2-1 留萌市の環境担当部局機構図（平成25年4月1日現在）



2. 留萌市環境基本条例

良好な環境は、私たちの健康で文化的な生活のために欠かすことが出来ません。

私たちは、現在の良好な環境を確保し、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

一方、地球環境問題や廃棄物問題をはじめとした今日の環境に関する問題に対処していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会のあり方や、私たちのライフスタイルそのものを見直していくことが必要といわれています。

現在の環境をより良く、さらに健全で恵み豊かなものにするため市民、事業者、市が自らの課題と考え、連携・協力し積極的に環境保全に取り組んでいくことで環境への負荷を減らし、将来の世代の人たちが安心して暮らせる社会をつくるために、平成15年3月に「留萌市環境基本条例」が制定され、4月から施行されています。

条例の制定にあたっては、町内会、市民団体、留萌市環境衛生推進協議会及び留萌市環境審議会をはじめ、広く市民から寄せられた意見を参考としました。

市民、事業者及び市がそれぞれの責務に基づき連携協力して、基本理念の実現を目指し、環境保全及び創造に向けた行動を積極的に推進していくことが必要となります。

留萌市は、自然環境保全、公害防止、廃棄物処理及びリサイクル、地球環境保全等の施策とともに



に環境学習の推進や情報提供など、市民及び事業者の行動を促進するための施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

留萌市環境基本条例の特徴として「留萌の街をきれいにする週間」や「環境と調和した農業及び漁業の促進」、「環境美化の推進」、「快適な冬の生活環境の保全及び創造」など地域に密着した内容が盛り込まれています。

3. 留萌市環境基本計画

今日の環境問題は複雑かつ多様化してきており、環境への負荷の要因は事業活動に伴うものばかりではなく、日常生活の営みの中で必然的に生じるものもその多くを占めるといわれています。

本市においては、平成15年4月に環境保全の枠組みを示す「留萌市環境基本条例」が施行され、第8条の規定により環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「環境基本計画」を策定し平成18年4月から施行しています。

この計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、条例で定められた4つの基本理念を実現することを目的としています。

環境基本計画では、望ましい環境像を、美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために「環境意識の高い市民が集う快適環境都市るもい」としています。

この計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間としています。

計画策定後は、計画の周知を図るとともに、日常生活の中でできる環境保全行動（ライフスタイル）を啓発することとしています。

環境保全意識から習慣化の取り組みが必要です。

また、計画推進の実効性を高めるため、庁内に留萌市環境施策推進委員会を設置し、各関連部課間の調整や計画の進行管理をしています。



4. 留萌市庁内環境率先行動計画

留萌市では、市の職員自ら率先して資源やエネルギー消費の抑制、さらに環境配慮製品等の利用を促進していくために平成15年4月から「留萌市庁内環境率先行動計画」を実施しています。

この計画により、用紙類、公用車の燃料消費量、電力消費量、エネルギー供給量（重油、軽油等）、環境配慮製品の積極的な購入などに対して導入や削減目標値を定め、目標達成のため職員が一丸となって取り組んできました。

平成20年度からは、平成18年度を新たな基準年度とし、用紙、封筒、水道等の使用量に削減目標値を定めて、各使用量の削減等に取り組んでいます。平成24年度では、5項目中、3項目が目標値を達成しています。（平成24年度取り組み結果：表2-2）

また、CO₂等の温室効果ガスの発生要因となるガソリンや重油、電気等については、留萌市地球温暖化防止実行計画にて削減に取り組んでいます。



表 2-2 平成 24 年度留萌市庁内環境率先行動計画取組み結果

| 項目 | 平成 18 年度使用量 | 平成 24 年度使用量 | 目標値 | H24 実績 | 評価 |
|------------|---------------|-------------|-----------|--------|----|
| 水道使用量 (t) | 118,146 | 92,098 | 1%削減 | 78.0% | ○ |
| 封筒使用量 (枚) | 134,931 | 158,117 | 1%削減 | 117.1% | △ |
| ごみ排出量 (kg) | 246,074 | 204,299 | 1%削減 | 83.0% | ○ |
| 用紙使用量 (枚) | 7,406,299 | 7,974,054 | 1%削減 | 107.7% | × |
| | 平成 24 年度用紙使用量 | うち再生紙使用量 | | | |
| 再生紙使用率 (%) | 7,974,054 | 7,855,122 | | 98.5% | |
| | 平成 24 年度物品購入数 | うち環境配慮商品購入数 | | | |
| 環境配慮製品 (個) | 20,762 | 18,959 | 導入率 80%以上 | 91.3% | ○ |

※目標値、実績は基準年度との比率です。

※評価欄の○は「目標達成」、△は「前年度より削減できたが目標を達成できなかった」を表わしています。

毎月初日を「環境アクションデー」として、市役所本庁舎のほか、はーとふるや市立病院、美サイクル館などの全 17 施設で庁舎や各施設周辺の清掃及びノー残業デーを実施し環境の保全に取り組んでいます。

また、ノーマイカーデーの実施については、毎月初日としていたものから平成 20 年度より、1 ヶ月間の中で各職員がそれぞれ実施可能な日を 1 日選んで実施することとしたことにより、実践率が大きく向上し定着しています。（「環境アクションデー」取組み結果：表 2-3）

そのため、平成 23 年度からは担当課への報告を不要とし、自主的な取組みとしました。

表 2-3 「環境アクションデー」取組み結果

| 環境アクションデー実践項目 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| ①ノーマイカーデー | 延 4,449 台 | 延 4,183 台 | 延 4,088 台 | — | — |
| | 85.6% | 90.3% | 91.4% | — | — |
| ②庁内等周辺清掃 | 416 名 | 延 389 名 | 延 289 名 | — | — |
| | 74 袋 | 124 袋 | 35 袋 | — | — |
| ③ノー残業デー | 延 4,901 名 | 延 4,301 名 | 延 3,841 名 | — | — |
| | 99.2% | 98.0% | 96.1% | — | — |

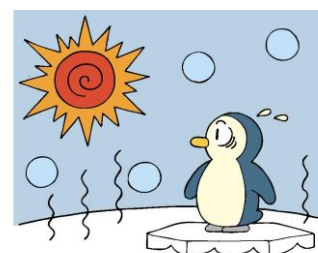
※ ノーマイカーデーについては、理由がある車両利用者や出張者、欠勤者など考慮せず単純集計したものであり参考値として見て下さい。

5. 留萌市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、平成 20 年 3 月に留萌市地球温暖化防止実行計画を策定しました。この実行計画では、基準年度を平成 18 年度とし、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間で二酸化炭素 (CO₂) の排出量を基準年度から 3%削減することを目標としています。

対象項目は、ガソリン、軽油、灯油、A 重油、LP ガス、電気 の 6 つとし、庁舎における活動だけではなく、一部の施設を除き、廃棄物処理、水道、下水道、市立病院、小中学校、一部事務組合等、職員が直接実施する市の事務・事業全てを対象としています。

なお、環境基本計画、庁内率先行動計画、温暖化防止実行計画など環境施策全般について審議・



評価し環境施策を推進する機関として、留萌市環境施策推進委員会を設置しています。

平成24年度の実績では、軽油、灯油を除く4項目が目標値に到達しており、全体でも基準年度比で約12%、約万kg-CO₂の二酸化炭素が削減されています。

これは、高さ20mのトドマツが約359,000本分で1年間に吸収する量であり、面積に換算すると札幌ドーム約94個分の広さに相当します。

なお、平成25年度以降については、6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき現在策定中です。

(「平成24年度留萌市地球温暖化防止実行計画」取組み結果：表2-4)

表2-4 平成24年度留萌市地球温暖化防止実行計画計画取組み結果 (CO₂排出量)

(単位：kg-CO₂)

| 項目 | H18年度排出量 | H24年度排出量 | H24年度目標値 | 実績 | 評価 |
|------|------------|-----------|-----------|--------|----|
| ガソリン | 135,697 | 118,018 | 131,626 | 89.7% | ○ |
| 重油 | 4,309,011 | 3,101,309 | 4,179,741 | 74.1% | ○ |
| 軽油 | 125,455 | 136,434 | 121,691 | 112.1% | × |
| 灯油 | 690,889 | 866,988 | 670,162 | 129.4% | × |
| LPガス | 9,813 | 6,883 | 9,519 | 72.3% | ○ |
| 電気 | 4,855,251 | 4,385,941 | 4,709,593 | 93.1% | ○ |
| 合計 | 10,126,116 | 8,615,573 | 9,822,332 | 87.7% | ○ |

※ 評価欄の○は「H24年度の目標値達成」、△は「基準年度より削減できたが目標を達成できなかった」、×は「基準年度を超えた」を表わしています。

6. 留萌市環境審議会

環境政策に対する重要事項について市民の意見を幅広く聴き政策に反映させるため、留萌市環境審議会が設置されています。審議会は市長の諮問機関として関係団体の代表、識見者、一般公募による委員により構成され、市長が委嘱します。

また、委員の任期は2年間となっています。

(委員名簿：表2-5)

当初は留萌市公害対策審議会として設置されていましたが、平成6年度から留萌市環境審議会となり、

審議会については留萌市環境基本条例の中に規定され、運営に関しては留萌市環境審議会規則に必要な事項を定めています。

審議会では、環境の保全及び創造に関する事項、環境基本計画に関する事項、環境行政に関する事項について調査審議されています。

平成24年度は、平成25年度からの広域廃棄物処理についてや、それに伴う条例改正の内容等が審議されました。



表2-5 留萌市環境審議会委員名簿（任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日）

| | 氏名 | 推薦団体等 | | 氏名 | 推薦団体等 |
|-----|--------|--------------|----|--------|-----------|
| 会長 | 渡部 英次 | (社)留萌医師会 | 委員 | 前田 郁美 | 留萌市小中学校長会 |
| 副会長 | 中尾 克美 | 南るもい農業協同組合 | 〃 | 舩田 諭希 | 一般公募 |
| 委員 | 会田 由記子 | 留萌消費者協会 | 〃 | 町田 めぐみ | 一般公募 |
| 〃 | 稲垣 勝次 | 一般公募 | 〃 | 松田 宏幸 | 留萌商工会議所 |
| 〃 | 玄番 俊夫 | 北海道薬剤師会留萌支部 | 〃 | 山本 京子 | 一般公募 |
| 〃 | 穴戸 隆好 | 一般公募 | 〃 | 吉田 彰美 | 一般公募 |
| 〃 | 西村 強 | 留萌市環境衛生推進協議会 | 〃 | 米倉 礼子 | 一般公募 |
| 〃 | 布施 利彦 | 新星マリン漁業協同組合 | | | |

7. 留萌環境ネットワーク

留萌環境ネットワークは、環境保全団体の基盤強化、事業者と行政のパートナーシップの構築、地域の環境保全に寄与することを目的として、平成21年1月に発足されています。

このネットワークには、環境問題に取り組む7団体が所属しており、クリーンアップ日本海をはじめ、地域の環境活動に参加しています。

平成24年度は、3回目となる海岸漂着ごみの調査を5月20日に礼受海岸にて行いました。ポリ容器等のプラスチック類のものが圧倒的に多く、また、韓国語やロシア語で標記されている容器等も見られ、合計8種類、約27kgのごみを調査、回収しました。



8. 環境教育事業

留萌環境ネットワークとの協力により、市民を対象とした体験環境学習等を開催しました。

11月9日には「生き物のつながりを通して自然を眺める」をテーマに、北海道地域環境学習講座 eco-アカデミアを開催しました。㈱さっぽろ自然調査館の主任技師である丹羽真一氏を講師に招き、「人のくらしは、生物多様性がもたらす恵みを受けることにより成り立っており、身近な題材を通じて、生態系を守る大切さ」を分かりやすく講演され、49名の市民が熱心に耳を傾けていました。



9. こどもエコクラブ制度

こどもエコクラブは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が応援し、留萌市はそのコーディネーターとなり、生きもの調査やリサイクル活動等、各クラブが自主的に行なう環境活動に対して支援しています。平成20年度には、東光小学校の4年生66人が登録し、環境問題をテーマに壁新聞を作成、発表する等の積極的な活動が行われています。

10. 環境の日・環境月間

「環境の日」とは、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもので、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、日本では、平成5年11月に制定された「環境基本法」によりこの日が定められています。環境省では、6月の1ヵ月間を「環境月間」とし、全国では環境に係る様々なイベントが毎年行われています。



留萌市では、留萌振興局と留萌開発建設部の協力により、環境パネル展を毎年開催しており、平成24年度は6月1日～4日に中央公民館1Fロビー、6月8日～15日にるもいプラザ1Fロビー、6月18日～22日には一とふる1Fロビーにて、地球環境問題やリサイクルに関するパネルの展示や詰替え商品の展示、廃食油から作られた環境石けんの無料配布等を行いました。また、6月15日には、留萌市と留萌市環境衛生推進協議会との共催により、地球温暖化の防止と地球にやさしいエコライフ等について街頭啓発を行いました。



留萌振興局では、6月19日～29日に振興局1F道民ホールにてパネル展、24日には、振興局前駐車場にてリサイクル運動の会によるフリーマーケットが開催されました。このフリーマーケットでは、約40店舗が出店し、約300人が訪れてお目当ての品物を買って求めています。

11. お茶の間トーク

お茶の間トークは、町内会や市内の各種団体からの依頼を受け、市役所の各担当職員が意見交換（出前トーク）や新しい制度等の住民説明会（出張トーク）を行います。

平成24年度の環境保全系のメニューは、「留萌市環境基本計画」、「留萌市の環境」、「家庭で取り組む地球温暖化対策」、「犬や猫の糞対策」の4つが登録されています。

12. レジ袋無料配布の中止

留萌市では、ごみの減量化、資源の循環利用、地球温暖化の防止、環境保全意識の高揚を目的にレジ袋の使用削減及びマイバッグの持参率の向上を図る取組みとして、市内4事業所、消費者協会と留萌市による三者協定「留萌市におけるレジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を平成20年9月に締結しています。

この協定を結んだ4事業所5店舗では、レジ袋が有料化となり、マイバッグ持参率は、レジ袋有料化前の40%から有料化後には68%と大きく向上しました。

協定締結から3年が経過しましたが、各店舗とも買い物時へのマイバッグの持参は定着しており、現在では9割前後の高い持参率となっています。



1 3. 環境家計簿

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスのほとんどを占める二酸化炭素の排出量削減が重要です。

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直し、節電や節水などわたしたちが身近にできる省エネ、リサイクルなどの再資源化に取り組むことが必要です。

「環境家計簿」は、この取組みにより、どのくらい二酸化炭素が削減されたかを重さに換算して計算するもので、留萌市ホームページに掲載しています。毎月つけることによってどのくらい削減できたかを確認することができますので、環境家計簿をつけて地球に、そして家計にも優しいエコライフを始めましょう！

環境家計簿

| 項目 | CO2換算係数 | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 4月 | | 5月 | | 6月 | |
|-----------|---------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | | 消費量 | CO2換算量 | 消費量 | CO2換算量 | 消費量 | CO2換算量 | 消費量 | CO2換算量 | 消費量 | CO2換算量 | 消費量 | CO2換算量 |
| 電 気(kWh) | 0.25 | | | | | | | | | | | | |
| ガ ス(kWh) | 2.50 | | | | | | | | | | | | |
| ガソリン(kWh) | 2.5 | | | | | | | | | | | | |
| ガソリン(L) | 2.5 | | | | | | | | | | | | |
| ガ 油(L) | 2.5 | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | |

記入の仕方については、別ファイル「環境家計簿の記入の仕方」をご覧ください。

1 4. 浄化槽設置整備事業

家庭から排出される台所や風呂・洗濯水などの生活排水は、下水道が通っていない地域では、きれいに処理されないまま道路側溝等を通じて河川や海に流されています。

この処理されない生活排水により、知らず知らずのうちに自然を破壊し、私たちの生活環境に悪影響を与えています。



生活環境の保全を図るために留萌市では、平成12年度に「生活排水処理基本計画」を策定し、平成13年度から国と道の補助を受け、下水道認可区域以外の全地域を対象に浄化槽設置整備事業により、平成24年度までの間で105基の浄化槽が設置されました。(表2-7)

ここ数年は、新築件数の減少等により、設置基数は減少傾向にあります。第2期目となる生活排水処理基本計画により、平成25年度以降についても事業を継続していきます。

平成24年度末における汚水処理人口普及率は83.5%となっています。

表2-6 浄化槽整備基数

(単位:基)

| 人 槽 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 5 人 槽 | 4 | 4 | 9 | 9 | 1 | 1 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 3 | 46 |
| 6～7人槽 | 4 | 6 | 4 | 5 | 5 | 4 | 6 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 43 |
| 8～10人槽 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | 2 |
| 11～20人槽 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | 10 |
| 21～30人槽 | | | | 2 | 1 | | | | | | | | 3 |
| 31～50人槽 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 51人槽以上 | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 合 計 | 9 | 14 | 14 | 20 | 10 | 5 | 10 | 8 | 3 | 4 | 4 | 4 | 105 |

※下水道認可区域とは下水道が敷設される予定の区域です。

15. 留萌の街をきれいにする週間

「留萌の街をきれいにする週間」は、春と秋の年2回実施され、春は5月24日～5月30日（ごみゼロの日）、秋は9月24日（清掃の日）～10月1日（浄化槽の日）までの期間を留萌市環境基本条例に定め、市民や事業所等の積極的な参加により、清潔で住みよい生活環境づくりのため、毎年様々な活動が市内の各地域にて実施されています。



主な活動内容としては、町内会等での清掃活動をはじめ、事業所や施設周辺の清掃の呼びかけ、廃品回収、不法投棄防止の広報や犬の散歩におけるマナーの指導等が行われています。

平成24年度では、春と秋を通じて延べ4,092人が参加し4,317kgのごみを拾いました。

16. クリーンアップ日本海

クリーンアップ日本海事業は、市民運動として日本海地域49市町村が「ごみゼロの日（5月30日）」の事業として、清掃運動を展開するのにあわせ、日本海地域のイメージアップを図ることを目的にスタートしました。

このごみゼロの日に、海水浴等、本格的な観光シーズンに向けて、優れた景観をもつ海岸線のイメージアップを図り活力ある地域づくりを推進することを目的に、三泊海岸、礼受海岸、沖見・浜中海岸の3カ所を中心に留萌市の主催で、市民、各種団体の協力により海岸清掃を実施しています。



平成24年度は、5月30日（水）に実施し、晴天のなか、23団体、706名の参加により約5,600kgのごみを収集しました。

また、日本海沿岸ではハングル文字等で表記された漂着ポリ容器が確認されています。一部の容器には液体が残っているものもあり、なかには強酸性の液体が検出された自治体もありました。

留萌市では、平成24年度に78個を回収しましたが、強酸性の液体の入っている容器はありませんでした。

17. 美サイクル館まつり

14回目となる美サイクル館まつりが、平成24年9月30日（日）に藤山町の美サイクル館にて開催されました。この美サイクル館まつりは、ごみの分別や減量、リサイクルに対する市民の意識を高めてもらうことを目的に、主催は留萌市、共催はるもいリサイクル関係団体ネットワーク会議の各構成団体により、平成11年から毎年開催されています。無農薬野菜や古着等のフリーマーケットをはじめ、ペットボトルの工作教室やケナフ紙すき教室の開催、生ごみ堆肥の無料提供等、様々なイベントが催され、約500名が来場しました。また、毎回好評の抽選会も行われ、会場は終始大きな賑わいを見せていました。



18. 環境緑地保護地区、自然環境保護地区

留萌市内には、優れた自然環境を形成し、その保全を図る必要のある地域を「北海道自然環境等保全条例」に基づく環境緑地保護地区と自然環境保護地区として4ヵ所指定されています。

(表2-8、2-9)

表2-7 環境緑地保護地区

| 区 分 | 指定年月日 | 面 積 | 指 定 の 目 的 |
|-------|-----------|----------|--|
| 千 望 台 | S 49.3.30 | 245.69ha | 広葉樹の天然林が主としキツネ、ユキウサギなどの哺乳類や野鳥の生息地となっており、眺望にも優れている。 |
| 留萌神社 | S 49.3.30 | 0.92 ha | 神社の境内林が市街地の緑地として貴重な所。野鳥も多く見られ市民の憩いの場所。 |
| 幌糠神社 | S 49.3.30 | 2.52 ha | 針葉樹が主とした小高い丘陵地で、野鳥も生息している市街地周辺の緑地である。 |

※環境緑地保護地区～昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区となっています。建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

表2-8 自然景観保護地区

| 区 分 | 指定年月日 | 面 積 | 指 定 の 目 的 |
|-----|-----------|---------|--|
| 峠 下 | S 49.3.30 | 46.84ha | 国道232号沿に広がる自然景観地で広葉樹とエゾマツの造林木が主体で哺乳類や野鳥の生息地となっている。 |

※自然景観保護地区～昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区となっています。建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。